

業務代行規約書

インタードットネット株式会社（以下「甲」という）は、甲の顧客（以下、「乙」という）が甲に委託する業務を下記の規約に基づき提供します。

第1条 （代行業務）

甲が乙に対し代行する業務（以下「本業務」という）は、次の各号に定める業務のいずれか、または各号に定める業務を組み合わせたものとする。本業務はいかなる場合も乙のシステムの可用性を保障するものではない。

- (1) ハウジングサービス契約・規約に規定する乙の対象機器に対するシステム運用に対し、乙に代わって行う運用代行業務
- (2) その他上記各号の業務に付随する業務

第2条 （個々の業務の成立）

個々の業務内容は、当該業務について乙・甲間で合意した業務内容を記載した「個別運用代行サービス書」を締結した時もしくは、「作業依頼書兼報告書」を受理し甲の承諾を乙が得た時に成立するものとする。個別運用代行サービス書、作業依頼書兼報告書も本規約の一部を構成するものとする。

第3条 （代行業務遂行の方法）

乙は甲に委託する業務内容を書面で甲に提示し、甲は当該提示を受けた業務内容を甲の雇用者で、個々の業務内容を判断、遂行し得るに足る能力・技術・知識を有するもの（以下「業務従事者」という）が当該業務の遂行を行うものとする。

2. 甲は業務遂行に関し、甲の独自の判断と方法で遂行するものとする。但し、その実施方法については甲の独自技術、権利の保護のため開示しない場合がある。
3. 甲は業務遂行に対し、指揮・監督を行う。

第4条 （業務状況の報告）

本規約に基づく甲の本業務遂行の状況に関して、「個別運用代行サービス書」に示す態様および方法又は「作業依頼書兼報告書」で乙にその報告をなすものとする。

第5条 （再委託について）

甲は委託された本業務を遂行するため、第三者に委託または請け負わせることができる。

第6条 （本業務遂行に必要な材料・道具）

本業務遂行に必要な材料・道具は乙が調達するものとする。但し、本業務の本旨に照らし、甲が乙の依頼により調達することができる。

2. 甲は本業務の遂行の必要上コンピューターを使用するとき、甲が管理するコンピューターを使用することができるものとする。

第7条 （業務代行料）

業務代行料は、業務内容に応じて甲が乙に提示し、協議の上別途定めるものとする。

2. 業務代行料は個別運用代行サービス書または甲に対する発注書に記載する、期間、方法で支払うものとする。「作業依頼書兼報告書」による代行業務の場合所定の業務代行料を定める。

第8条 (機密保持)

乙および甲は、相手方の書面による事前の承認なくして、本規約で定められた業務の実施にあたって知り得た相手方の業務上、技術上、その他相手方より明示された一切の秘密情報を公表もしくは第三者へ開示し、または本規約で定められた業務以外の目的で使用してはならない。

2. 前項の定めに係わらず、次の各号の一に該当する情報については、前項の適用外とする。
 - (1) 第三者に対する開示について事前に書面による情報開示者の承諾を得た情報。
 - (2) 開示を受けた時、既に公知の情報。
 - (3) 開示を受けた後、情報受領者の責めによらず公知となった情報。
 - (4) 開示を受けた時、すでに情報受領者が適法に占有していた情報。
3. 乙および甲は、前各項の規定に拘わらず、監督官庁その他の官公署から法令に基づく開示請求があった場合については、事前に相手方に通知したうえで、相手方の情報を当該開示請求に必要であると合理的に判断される範囲で開示することができるものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、相手方に事後に通知を行うことで、本項に定める事前の通知を省略することができるものとする。乙または甲は業務遂行を通じて知り得たそれぞれ相手方に関する情報を第三者に漏洩してはならない。
4. 本条の規定は代行業務終了後も2年間有効に存続する。

第9条 (注意業務)

甲および甲の業務従事者は、乙の機械・設備・機材等の使用にあたってはその保守管理につき善良なる注意を払うものとする。

2. 甲の業務従事者が乙の提供する作業場所において業務に従事する場合、甲はその業務従事者を指揮・監督して乙の職場秩序を維持せしめるものとする。

第10条 (損害賠償)

乙および甲は、本規約の全部または一部に違反し相手方に損害を与えた場合、当該違反により直接生じた通常の損害について賠償する責を負う。但し、甲が負担する損害賠償責任は、直接・現実に発生した損害に限定されるものとし、いかなる場合であっても、その賠償額は、乙が支払い済みの代行業務金額の12か月分を上限とする。

第11条 (規約の改定および解約)

甲は、本規約、または付随する覚書等（名称を問わない、以下同じ）を随時変更することができるものとし、当該変更後は変更後の本規約等を有効なものとする。

2. 「変更の要件」

甲は、本条第1項の場合、変更部分につき書面、電子メール、または甲のウェブサイトにて、乙に遅滞なく伝えるものとする。

3. 本代行業務は、12ヶ月の最低利用期間後、乙の2ヶ月前の事前通告で解約できるものとする。但し最低利用期間内であっても12ヶ月に相当する代行業務料を支払う事により何時でも解約できる。

4. 乙または甲は相手方に次の各号に掲げる事由の一つが生じたときには、なんらの催告なしに直ちに本代行業務を解除することができる。

- (1) 本規約のいずれかの規定に違反し、催告後相当期間内にこれを是正しない場合
- (2) 重大な過失または背信行為があったとき
- (3) 支払いの停止があったとき、または仮差押、差押、競売、破産、和議開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、特別清算開始の申し立てを受けたとき

- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (5) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (6) その他、任意整理の通知を発する等、信用状態に重大な不安が生じたと判断される場合、もしくは将来において生じると判断される場合

第12条 (代行業務期間)

本業務は効力発生日から12ヶ月は第11条第4項但書きに規定する場合を除き解約をすることができないものとする。本業務の期間満了の2ヶ月前までに、甲または乙より本業務終了の意思表示がない場合には、本業務は、同一条件にてさらに自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。

第13条 (協議)

本規約ならびに個別契約書、発注書の各条項に記載のない事項および代行業務の内容または規約条項の解釈等につき疑義を生じた場合は、信義誠実の原則に基づき乙・甲協議の上解決するものとする。

提供

第14条 (合意管轄)

乙甲間に第13条の規定に基づく協議が整わず、本規約について甲乙間に争訟が生じたときは、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって当該争訟の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条 (譲渡禁止)

乙および甲乙は、相互の書面による事前の同意なく、本規約の地位もしくは本規約に基づく一切の権利または義務を第三者に譲渡し、あるいは担保の目的に供してはならない

本規約は乙が甲の発行する発注書に記名捺印した時点で有効となる。